

一般社団法人日本体力医学会

広報委員会規程

平成 24 年 9 月 13 日制定

平成 26 年 12 月 12 日改訂

平成 27 年 5 月 15 日改訂

(設置)

第1条 日本体力医学会（以下「本学会」）に広報委員会（以下「委員会」）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、ホームページ等のメディアを使って、学会誌への投稿や学会大会の参加など学会員の便宜を図るとともに、学会の活動を広く国民へ周知し、健康体力づくりの普及啓発などをつかさどることを目的とし、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ホームページ等に関する事項
- (2) その他広報活動に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、理事会が承認する委員をもって構成する。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、理事会で選任する。
- (2) 副委員長は、委員長が推薦し、理事会で選任する。
- (3) 委員長は、会務を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- (4) 委員長が事故等によりその職務を果たせぬ場合は、副委員長又は委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 前条委員の任期は 2 年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員を置くことができる。その任期は、前任者の残存任期とする。

- (1) 前条の委員は再任することができる。

(開催)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

- (1) 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、審議に加えることができる。

付則

この規程は、平成 24 年 9 月 13 日から施行する。

法人化に伴い平成 24 年 4 月に委嘱した委員の任期を平成 27 年社員総会まで延長する。